

平成 27 年度「地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画」（都道府県計画）の策定について（案）

平成 27 年 6 月 5 日 宮城県保健福祉部 医療整備課／長寿社会政策課

1 計画策定の背景

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）の成立（平成 26 年 6 月 25 日公布・順次施行）
 趣旨：持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。
 → 19 の個別法からなる一括法 ※ 主な改正法：（1）医療法 （2）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（旧称：地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律） （3）介護保険法

2 計画の位置付け

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第 4 条に規定する「都道府県計画」として策定。原則、単年度計画（平成 26 年度は医療分のみ策定）。

国 →
 ■ 医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定【平成 26 年 9 月 12 日】
 ■ 都道府県計画に記載した事業を実施するため、消費税増収分等を活用した新たな基金を都道府県に設置【平成 26 年 12 月 基金の規模 15.1 億円（医療分のみ）】

3 基金の規模・配分等

平成 27 年度当初予算（厚生労働省）	【医療分】 904 億円 【介護分】 724 億円（介護施設等整備分：634 億円，介護従事者確保分 90 億円）	（消費税増収分 904 億円） （消費税増収分 724 億円）	宮城県への配分額 （基金総額）	医療分	15.1 億円（内示未済）
※負担割合：国 2/3 都道府県 1/3				介護分	17.9 億円（内示額）
参考：平成 26 年度当初予算	【医療分】 904 億円（消費税増収分 544 億円，上乗せ分 360 億円）	（負担割合：国 2/3 都道府県 1/3）		計	33.0 億円
	* 都道府県の人口，高齢者増加割合，政策的要因等を加味して配分額が決定される。				

4 これまでの経過等

制度の周知と事業提案の募集	
H27.1.	宮城県医師会，介護事業所団体，仙台市へ説明【介護】
H27.1.	市町村へ「地域医療介護総合確保基金」に係る事業見込量調査【介護】 事業提案募集【医療】
H27.2.	地域包括ケア推進協議会準備委員会幹事会で説明【介護】
H27.3.4	厚生労働省ヒアリング【介護】
H27.5.15	地域医療介護総合確保基金（介護分）協議【介護】
H27.5.20	厚生労働省ヒアリング【医療】
H27.5.22	国からの交付額内示【介護】
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">今後の予定</div>	
H27.6.5	地域医療介護総合確保推進委員会を開催【医療】【介護】
H27.6	県議会に補正予算提案【介護】
H27.6	都道府県計画（案）を厚生労働省へ提出【医療】【介護】
	国からの交付額内示【医療】
H27.7	国への交付申請書提出【医療】【介護】
H27.8	国からの交付決定【医療】【介護】
H27.9.	県議会に補正予算提案【医療】
<div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 10px auto;">↓</div>	
各事業主体への交付決定等	

5 平成 27 年度計画（案）の概要	平成 27 年度事業費（割合）
I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業【医療分】	4.4 億円（13.3%）
（1）医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等	4.4 億円（13.3%）
II 居宅等における医療の提供に関する事業【医療分】	3.6 億円（10.9%）
（1）在宅医療を支える体制整備等	3.48 億円（10.5%）
（2）在宅医療（歯科）を推進するために必要な事業等	0.07 億円（0.2%）
（3）在宅医療（薬剤）を推進するために必要な事業等	0.09 億円（0.3%）
III 介護施設等の整備に関する事業【介護分】	16.2 億円（48.9%）
（1）基盤整備のための事業	16.2 億円（48.9%）
IV 医療従事者の確保に関する事業【医療分】	7.1 億円（21.5%）
（1）医師の地域偏在対策のための事業	0.9 億円（2.7%）
（2）診療科の偏在対策，医科・歯科連携のための事業	1.8 億円（5.4%）
（3）女性医療従事者支援のための事業	0.3 億円（0.9%）
（4）看護職員等の確保のための事業	2.6 億円（7.9%）
（5）医療従事者の勤務環境改善のための事業	1.6 億円（4.8%）
V 介護従事者の確保に関する事業【介護分】	1.7 億円（5.1%）
（1）基盤整備のための事業	0.03 億円（0.1%）
（2）参入促進のための事業	0.7 億円（2.1%）
（3）資質向上のための事業	0.8 億円（2.4%）
（4）労働環境・処遇改善のための事業	0.2 億円（0.6%）

6 公民バランス等

公民バランス		（医療分野）
公 4 5.7 億円	民 6 9.4 億円	15.1 億円